

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る 地域の実情に応じた支援について

共働き世帯の増加や高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など社会構造が変化する中、複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を推進するため、国は、令和3年4月施行の改正社会福祉法に基づき、新たに重層的支援体制整備事業を開始した。当該事業は、市区町村の任意事業との位置づけであり、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮の分野における相談支援及び地域づくりに係る既存事業と、新たな機能である多機関協働、参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援に係る事業から構成される。市区町村は、これらの事業を一体的に行うことで、既存事業の補助金が一体化され、更に新たな機能に係る補助が追加された重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けることが可能となり、国の資料によれば、令和3年度の42市区町から、令和7年度には473市区町村まで実施自治体が増えている。

こうした中、国は、多機関協働事業について、包括的な支援体制の整備主体である市区町村が、その一部を外部に委託して実施する場合も含めて、自ら責任を持って実施することを原則とし、令和8年度以降の多機関協働事業に係る委託については、実態調査等を踏まえ、委託を行う上で必要となる市区町村の体制や委託が可能な業務の範囲等の例を事業実施要綱で示す予定としている。

現在、外部委託により当該事業を実施している市区町村においては、委託先となる社会福祉協議会等と緊密にコミュニケーションを取りながら、民間の専門性や既存の地域ネットワーク等も有効活用することで相談支援体制を構築するなど効果的な取組を行っている事例もある。

このため、国による制度改革の検討に当たっては、当該事業の円滑な実施に支障を来すことなく、全体として、当該事業の促進という政策の趣旨・目的が阻害されることのないよう、各市区町村や都道府県の意見も丁寧に聴取した上、その実情に即した柔軟な制度設計としていただく必要がある。

次に、多機関協働事業等に係る交付基準額について、国が、令和5年6月に実施した、重層的支援体制整備事業を実施している市区町村に対するアンケート調査結果では、当該交付基準額の人口区分が50万人以上の自治体において、国が想定する人員数を実際の配置人員数が上回る結果であったにもかかわらず、令和7年度の当該交付基準額の見直しにより、各人口規模に応じて一定の減額を行う方針が示された。

その上で、令和7年5月28日に公表された『『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ』（以下「中間とりまとめ」という。）では、体制整備のための人件費補助など、これまでの人口規模のみに応じた財政支援を行うのではなく、機能や実施した取組に応じた財政的支援を行う必要性が示された。

もとより、指定都市のような大都市においては、支援対象となる者が多く、一定規模の体制整備が必要不可欠となるのが実情である。令和7年度の当該交付基準額の見直し方針が示される以前においても、交付金の交付額のみでは十分な人員配置を手当てすることが困難であったところ、今後、機能面や取組面の評価に応じた財政的支援を行うこととなった場合には、このような大都市の特性も踏まえ、多くの支援対象者への支援が適切に考慮されるような支援実績等の評価の仕組みを構築すべきである。

中間とりまとめでは、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市区町村に対しても、国・都道府県による支援を拡大する必要性が示されたが、その場合においても、上述のとおり、地域の実情を考慮するとともに、人口規模の大きい都市が事業を円滑に実施する上で必要な財源を確保できるような制度設計としていただくことが重要である。

また、内閣府は、「孤独死・孤立死の実態把握に関するワーキンググループ」の取りまとめにおいて、警察庁が公表する「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータを孤立死の推計値の基礎とすることが妥当との結論を示したところ、当該データについて、現状では市区町村別の数値は公表されていない。

今後、市区町村において包括的な支援体制の整備を進める上では、地域住民の社会参加等を促すことで、社会的孤立を防ぐことが重要であり、その基礎資料として、市区町村別等の数値から実態を把握することが必要である。

以上を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、各自治体が地域の実情等に応じた包括的な支援体制を整備できるよう、次のとおり要望する。

- 1 重層的支援体制整備事業について、各自治体の実情に応じて活用できる柔軟な制度設計となるよう、各自治体の意見も丁寧に聴取した上で、その実情に即した見直しを行うこと。また、機能面や取組面の評価に応じた財政的支援を行うこととなった場合は、大都市の特性も踏まえた支援実績等の評価の仕組みを構築すること。
- 2 中間とりまとめにおいて示された、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市区町村に対して、国・都道府県による支援を拡大する場合についても、1の要望内容を踏まえた制度設計を行うこと。
- 3 警察庁が公表する「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータについて、警察業務に支障のない範囲内で、市区町村別に年齢階層別、性別、経過日数別等の詳細な人数のデータを各自治体に提供すること。

令和7年11月11日

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長

上野 賢一郎 様

赤間 二郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎